

中国国有企業の株式会社化（四・完）
—— 経済体制転換と企業制度改革 ——

虞
建
新

第一章 序論

第一節 社会主義経済体制下の企業経営

第二節 市場経済化にともなう企業制度改革の試み

第三節 本論文の構成

第二章 株式制企業試行の導入と展開

第一節 株式制企業試行の始まり

第二節 株式制企業試行の本格化

第三章 株式制企業試行に関する法整備

第一節 株式制企業試行の法整備の概況

第二節 証券の発行・取引および証券機構の管理に関する法整備の概況

第三節 株式会社法制の主な内容

第四章 株式会社への改組手続

（以上一八四号）

第一節 証券監督管理体制および株式発行審査制度の変遷

第二節 上場会社への改組手続

第五章 企業再編

第一節 企業再編の目的および意義

第二節 企業再編の主な内容

第六章 株式の流通市場

第一節 株式流通市場の現状

第二節 国有株の譲渡規制について

第三節 株式市場の分割および国有株の譲渡規制の原因について

(以上一八五号)

第七章 国有企業の株式制企業試行に残されている問題

第一節 株式会社の効率運営の基礎条件

第二節 機関運営に影響を及ぼしている要素

第八章 企業の財産所有制度改革

第一節 企業財産所有制改革の二方向への展開

第二節 両権分離に基づく経営権の拡大

第三節 法人財産制度の導入

第四節 中国の法人財産所有権に残された問題点

(以上一八七号)

第九章 企業制度改革の課題

第一節 財産所有制度の改革をめぐる課題

第二節 政治的要素をめぐる課題

第十章 中国の企業制度改革に対する評価

第一節 企業制度改革の概容

第二節 企業制度改革に対する評価

第九章 企業制度改革の課題

中国では、二十年余りにわたって、企業制度改革が行われた結果、国有企業は、行政部門の「附屬物」から、法人格を有し、法人財産権を有する経済主体になりつつある。また国家と企業との関係も調整され、会社という法人を介させた所有者と経営者の委任関係に変わりつつある。しかし、中国の経済体制改革は漸進的に行われてきただけに、公有制原則が維持され、企業の財産所有制度に関しては、国家所有権という概念がなお影響し続けており、企業の所有構造や企業における共産党組織の役割や経営者の人事制度などの面で政治的な諸要素が多く残されている。それゆえに、これまで述べてきたように、企業の独自経営、所有者と経営者の委任関係の構築などの面においては、多くの問題が残されている。今後、中国の市場経済化が一層進むにつれて、国有企業を、市場経済に対応しうる経済主体へと育成することが求められてくる。そこで、企業制度改革の今後の課題をめぐって、様々な議論が

なされている。この章では、生産手段の所有形態、企業の財産所有制度、および政治的な諸要素といった側面から、企業制度改革の課題を検討する。

第一節 財産所有制度の改革をめぐる課題

企業制度改革の課題をめぐって、企業の財産所有制度にまで踏み込むか否かによって、見解が分かれている。企業制度改革が企業の財産所有権まで踏み込むか否かは、長期にわたって議論されてきた焦点である。公有制原則を容認しつつ、企業の法人財産制度を樹立しようとする見解もあれば、企業の外部の競争環境を重視する見解もあれば、国家所有を容認せず、私的所有を確立すべきであると主張する見解もある。

一 企業の法人財産制度を樹立すべきとする見解

この見解は次のように主張している。中国では、経済体制が集権的な計画経済体制から市場経済体制へ転換され、国有企業が株式会社へ改組されるにもなると、企業の法人財産制度を樹立するためには、企業の所有権理論体系を再構築して、国家所有の実現方式を変える必要がある。すなわち理論上、従来の所有権と所有制との関係が対応した、しかも所有権中心論を内容とした所有権理論体系を放棄すべきである。そのうえで、国家所有の実現方式は、全人民所有制のほか、株式会社における持分の保有等も含むという新たな観念を樹立すべきである。企業の法人財産制度を樹立させてこそ、企業の主体性を確立して、従来の国家と企業間の行政従属関係を平等な民事主体間の委

任関係へ転換させることが可能となる。国有企業の株式会社化について言えば、国有企業から株式会社へ変更された後、国有企業の唯一の出資者であった国が、株主として株式に基づいて権利を行使する。⁽¹⁾

二 国有企業の外部の競争環境を重視する見解

この見解は、国有企業に発生した諸問題の原因を企業の財産所有制度ではなく、国有企業を取り巻く外部の競争環境や国有企業における経済指標が客観性に欠けていることに求めている。そのため、国有企業制度改革にとって最も重要な課題は、いかに国有企業を取り巻く外部の環境整備に力を入れて、企業の経済指標を企業の経営実態を反映できるものにし、国家と企業間の利益上納に関する契約を履行するかにあるとする。仮に企業の所有形態が私的所有に変わったとしても、企業を取り巻く競争的な環境が整っていなければ、経営者の権限濫用から出資者の利益を守ることは依然困難であり、効率的な企業運営が期待できないであろうと主張している。⁽²⁾

この見解によれば、中国の国有企業は、政府が重工業を優先して発展させるといふ政策のもとに生まれたものであり、政府から指令的な生産計画を受けるものであったため、他の形態の企業と公平に競争する環境に置かれていなかった。それに加え、計画経済体制のもとで政府の価格統制により製品価格が歪められ、競争市場が存在しなかった。それゆえ、個別企業の平均利潤率等の経済的指標はその企業の経営実態を反映するものとならなかった。企業経営に赤字が生じれば、企業は政府の指令的計画の実施を理由にして政府に補助金を要求する。政府はほとんどの場合に譲歩してしまう。それにより国家と企業間の利益上納に関する契約は履行されないと問題が起こってしまう。国有企業に見られる問題の最大の原因はこの点にある。

またこの見解は、先進諸国の株式会社制度が効率的に運営できる理由を、十分に発達した競争市場が存在しているという点に求め、客観的な市場による評価こそが、企業の経営者を牽制・監督するうえで最も重要な要素であると主張している。さらに企業統治の概念について、それは企業の出資者が経営者に対する牽制・監督などを含むすべての制度を指すと見て、企業統治において最も重要な市場を通じて、間接的に企業の経営者を監督し、または企業の外部による統治である。それゆえ、会社の機関設置方式のいかんを問わず、企業を取り巻く外部の競争市場が存在することになり、経営者に対する監督が期待できよう指摘している。⁽³⁾

したがって、この見解によれば、企業制度改革の突破口は、国有企業が抱えている政策的負担を解除させ、国家と企業間の権利および責務について契約に従うようにして、企業が平等に競争市場に参入しうるような環境を作ること求められるべきである。企業の経済指標が正確にその企業の経営実態を反映できるようになれば、政府はこれらの経済指標に基づいて企業の経営活動を監督・管理することができる。⁽⁴⁾

三 摩擦問題の解決を重視する見解

現段階においては、中国の企業制度改革は、所有形態の調整よりも、社会を安定させるために、摩擦問題の解決を優先させるべきであるという見解が主張されている。⁽⁵⁾ この見解によれば、国家所有権を前提にした「兩權分離」を維持する限り、すなわち理論的には経営形態が「国有・民営」である限り、営利性のほかに多様な目的を持つ国家が、企業の国有資産の所有権の管理職能を行使することによって、企業経営に介入することができる。政府が、もし国有企業を他の所有形態の企業と同様のレベルにまで活性化させようとするのであれば、「国有・民営」を超

えて、それを「民有・民営」にまで転換させるべきであると指摘している。しかし、中国の企業制度改革には、もう一つの深刻な摩擦問題がある。すなわち行政部門の整理・統合、および企業内の従業員の再編等は、党・行政部門、従業員の既得権益に抵触し、社会的摩擦を引き起こす可能性が大きい。当面においてはむしろ、このような摩擦問題の解決を重視する必要があると主張している。

四 企業の財産所有権の改革にまで踏み込むべきとする見解

この見解は、持株会社や株式会社が発生した諸問題について、企業の所有構造にその原因を求めたうえ、企業制度改革は、企業の所有構造の改革にまで踏み込むべきであると主張している。

原因としては次の二点が上げられる。第一に複数の行政部門が国有資産の所有権を分有している国有資産管理体制のもとでは、出資者としての権利行使および企業の経営者に対する監督機能が弱体化し、ついには国有企業の内部分支配などが起きてしまうことが上げられる。第二に行政部門およびその担当者が、国有資産の所有権者ではないため、国有資産をよく管理する動機付けに欠けている点が指摘される。

この問題意識を推し進めれば、先進諸国における私的所有制度を参考にして、「現代企業制度」を国民の個々人の所有制度に基礎を据えたものにするという主張が見られる。⁽⁶⁾

これほど急進的でないにしても、中国の企業制度改革は、最初から、企業の財産所有制度の改革から着手すべきであったが、現実には、国の単独出資という制度の枠組みを維持することを前提にして、「両権分離」という方式を選択したと分析しつつ、今後は企業の財産所有制度の改革に着手し直すべきであるとの主張がなされている。⁽⁷⁾ も

つとも、最後の見解では、財産所有制度の改革について、「国有」を完全に「民有」化させるべきなのか、それとも国有資産の持分の存在を容認しつつ、「国有」の経営形態を株式会社のような混合所有の経営形態とすべきなのかは、明確されていない。

五 私見

上記の諸見解のうち、企業の外部の競争環境を重視する見解は、企業を取り巻く競争的な環境を重視し、客観的に企業の経営実態を反映できる経済指標および競争的な市場を通じて間接的に企業の経営者を監督しようとしている点が評価されるべきであろう。しかし、経営者の権限濫用から所有者の利益を保護し、企業制度の効率的な運営を図るためには、企業の所有構造を調整し、さらに相互に監督できる企業統治を構築することもまた、同様に重要である。さらに企業制度を基礎付ける財産所有制度を確立することも重要な課題であろう。これらに、企業外部の競争環境が加わることによって、はじめて所有者と経営者のより健全な委任関係が構築され、効率的な機関運営を期待することができるようになる。このような見地からすれば、企業の所有形態が企業の所有者と経営者との関係に及ぼす影響を軽く見ている点では、この見解には賛成しがたい。

私的所有制度を確立すべきであると主張する見解に関しては、株式会社は私的所有制度に基礎を置くべきであるという点については、賛同できる。しかし、現段階においては、中国の国有企業制度の転換の困難さを配慮して、公的資産の所有者が株主として株式を保有することを容認してよいと考える立場からは、この見解には賛同できない。

企業の法人財産制度を樹立すべきであるとする見解に関しては、中国の企業制度改革が抱えている諸問題を配慮しつつ、社会の安定を保ちながら、国有企業を市場経済体制に対応しうる経済主体に育成させ、企業制度の移行を図るという点から、この見解に賛同する。ちなみに、社会の安定を配慮している点では、社会摩擦問題の解決を重視する見解に賛同する。

なお、中国の国有企業を取り巻く環境に即して考えれば、現段階においては、企業制度改革は、実に多くの問題を抱えている。国有企業は、長年にわたって設備の老朽化、負債、経営不振、人員過剰など多くの問題を抱えている。その上に、改革開放政策が実施された後、外資が中国へ進出しつつあるなかで、国有企業の競争力がますます低下してきた。一方、経済体制改革が進行し、産業構造が調整された結果、国有企業からの失業者が増え続けている。これらの問題をいかに解決するかが、社会安定につながっている。他方、従来の計画経済体制のもとでは、国有企業は社会組織の単位として、生産・経営活動を行うとともに、社会組織として就職の受け皿や従業員の社会福祉の改善などの役割も果たしていた。中国の経済体制が転換されつつあるなかで、中国の社会保障制度がまだ樹立されていないため、国有企業が破産した後の従業員の生活が保障されない。国有企業は単位として就職受け皿の役割を果たし続けているため、企業の機能の純化は多くの制約を受けている。

このような状況を配慮すれば、中国の所有形態の改革については、ロシアのように、一気に従来の「国有・国营」から「民有・民営」へ転換させることは望ましいものではない。現段階においては、国有資産授権経営のような「国有・民営」と国が主要株主である株式会社のような「混合所有・民営」という所有形態をとらざるを得ない面がある。実際には、中国では、一九九七年九月の共産党第一五大会では所有形態について調整がなされた。前述のように、同大会では、「社会主義の初級段階」論が再提起された後、それに合わせて所有構造を調整することが必要と

なってきた。中国の所有制度は、「公有制を主体とし、多くの所有制経済がともに発展する」という状態に変わってきた。公有制原則がなお維持されつつあるとはいえ、企業の所有構造の調整は、政府が打ち出した一連の措置に合わせて着々と進められている。近年、企業制度改革に関して、政府が講じた「資本構造の最適化」や「大きいものを掴んで、小さいものを自由化させよう」（原語：「抓大放小」）等の措置に注目が集まってきた。とりわけ「小さいものを自由化させよう」という措置は、改組、連合、合併、リース、請負経営、株式合作制、売却などを通じて、小型国有企業の民営化のテンポを速めている。とりわけ、一九九七年九月の共産党第一五大会では、公有制経済の概念は新たに解釈され、混合所有制経済における国家出資の持分も公有制経済の一部であると位置付けられ、「混合所有・民営」の形態が容認されるようになった。これは国有企業を株式制企業に改組させるために道を開いた。このように、中国では、所有形態について当初の「国有・国营」から「国有・民営」と「混合所有・民営」を経て、「混合所有・民営」へ変わろうとしている。

株式会社の財産所有制度については、法人財産権を確立して、国家所有権を放棄すべきである。中国では、長年にわたって集権的な社会主義経済体制が実行され、企業財産所有制度の改革がイデオロギーにも関連しているため、企業の財産所有制度の改革をめぐることは、見解が分かれており、国家所有権を法人財産権へ移行することは相対に困難であろう。しかし、法人財産権が「会社法」によって法制化されたことを受けて、企業の財産制度は、従来の国家所有権から法人財産権へ転換され始めた。これにともなって、国家は、従来の「国家本位」という立場から後退すべく、株式会社における単なる一の株主に変わるべきである。なお、国家所有権が放棄された後、国は、産業政策等の政策判断に基づいて「会社法」に従って国有企業を単独出資の国有独资有限公司に転換させることができる。政府が企業に影響を及ぼす方式は、従来の直接に経営に当たっていた方式から、持分または株式に基づい

て権利を行使するか、市場を通じて、税金等による経済手段を用いる方式へ転換されるべきであろう。

国有企業の財産所有制度の改革に関連しているところから、国有企業制度改革の一方向を示した国有資産授権経営に関する財産所有制度について考えて見ると、国有資産授権経営においては、「両権分離」に基づいて企業の財産に対して、国家所有権から派生された経営権を有する。国家と企業は、従来行政従属の二者関係にある。国有企業に法人制度が導入され、請負責任制が実施されると、国家と企業の関係は、従来の行政従属の二者関係に加わり、法人を通じた請負関係が形成された。企業が有する権限は、請負双方の間に締結された個別契約によって決められる。このようにして、もともと所有制形態別の企業制度と会社制度は、企業の財産所有制度について性質が異なるため、国有企業に会社制度の法人財産権が導入されると、国有企業の経営権が法人財産権に変わるか、国家と企業の関係では、従来の行政従属関係と法人を通じた平等な民事主体間の請負関係がどのように調整されるか、といった問題に関しては、理論上まだ考える余地がある。公的所有が会社制度とどのように結び付くかは、中国の企業制度改革における課題の一つとなろう。

第二節 政治的要素をめぐる課題

公的企業が、市場経済体制のもとで、経営上の十分な自主性を有する経済主体として、効率的に運営することができるかは、所有者である公的機関の関係者が企業経営以外の観点からの企業に対する「政治的」介入を控えることにかかっている⁽⁸⁾。現段階の中国では、公有制原則が維持されているため、持株会社や国有資本が投入されている株式会社はなお多く残っている。これらの企業を経済主体に育成させることができるか、企業の所有者と経営者間

で健全な委任関係が構築されるかは、企業の財産所有制度のほかに、公的所有に関連した株主構成、公的資産の所有者の権利行使、国有資産管理のあり方、企業における共産党の基層組織の位置づけと役割および企業の経営者人事制度についての改革にかかっている。これらのいずれも、中国の経済体制改革の基本方針と政治的要素に関連している。中国では、これらの政治的要素について、企業制度改革の課題をめぐって、以下のような議論がなされている。

一 国有資産の管理および株主構成の調整

中国では、現段階においては、企業制度改革の課題をめぐって、国有資産の所有者の権利行使を強化するという立場で国有資産管理のあり方に着目した議論があれば、株式会社の独自経営を強調し、会社における所有者と経営者の健全な委任関係を構築するという立場で株主構成の調整に念頭を置いて展開している議論もある。

(一) 国有資産の管理について

現在の国有資産管理のあり方について複数の行政部門が共同で国有資産の管理職能を果たす場合には、国有資産授権経営や株式会社において国有資産の所有者としての権利を適切に行使できず、企業の経営者の権限濫用から国有資産の所有者の権益を保護することさえ困難となる。したがって、国有資産管理を強化するために、もっぱら国有資産の所有権の管理職能を統一して果たす国有資産管理部門を設置することが急務となってきた。しかし、現実には、国有資産の所有権の管理職能をめぐって、行政部門間の利害調整が難航しているため、国有資産管理局

が政府の財政部とともにその管理職能を行使するという当初の案は挫折してしまった。その結果、従来通り、財政部など複数の行政部門が共同で国有資産の管理職能を果たす状態が続いている。

このような状況のなかで、国有資産管理体制をめぐっては、一九八八年に国有資産管理局が設置されて以来、長らく議論が続けられた。その結果、現在の国家所有制のもとで、国有資産管理部門を行政政府の管轄に属させるか、それとも立法機関である全国人民代表大会に属させるかという二つの提案が見られる。

第一に、国有資産管理局を全国人民代表大会の管轄に属させるという見解が主張されている。この見解は、主として、行政機関が国有資産の所有権の管理職能を行使する場合に、多くの弊害が生じかねないことを指摘し、法的に国有資産の所有権を人民代表大会に帰属させることが必要であると主張している。全国人民代表大会は、公有資本経営委員会を設置し、その局長を任命し、かつその国有資産運営に対して監督する。⁽⁹⁾

第二に、国有資産管理部門を行政政府の管轄に属させるという見解がある。この見解は、現存の行政管理体制を維持しつつ、国有資産管理部門を新たに設置し、複数の行政部門から国有資産の管理職能を国有資産管理部門へ移行させるとする。その常設機構として、国有資産管理弁公室を設置するとし、しかも具体的な設置方法についても現在の国家国有資産管理局をもとにして、現在の財政部の管轄に置かれている状態からそれを格上げさせると主張している。⁽¹⁰⁾

以上二つの提示のうち、現実には、新たな国有資産管理部門を行政政府の管轄に属させるべきであるとする意見が支配的である。

現段階の国有資産管理体制のもとで、国有資産の出資者の権利行使を強化するために、国有資産管理のあり方は様々な方法により模索されている。最近、最も注目を集めているのは、出資者代表制度と呼ばれる制度である。現

在、中央政府のレベルにおいては、この制度は、国家経済体制改革委員会が直接に株式制企業試行の指導に当たっている国有企業の三〇社を対象に行われている。この三〇社のいずれも中央部・局レベルの管轄に置かれている企業である。

この試行は、国有資産の出資者としての権利を一つの部門または機構に集中させる方法である。その目的は、複数の行政部門が共同で国有資産の所有権の管理職能を果たす弊害を無くし、出資者としての権利行使を強化するところにある。具体的な方法としては、国有企業が株式会社に改組される際には、出資者の権限および責任が会社の定款に明記される⁽¹¹⁾。しかし、国有資産管理部門はどのように出資者を管理・監督するか、出資者はどのような権限を有し、どのような責務を負うかは、まだ明確にされていない⁽¹²⁾。

(二) 株主構成の調整

第七章でふれたように、国有企業から改組された株式会社では、独自経営および効率的な運営を行うことが困難であることは、会社の株主構成をはじめ、それに関連した株主としての権利行使の弱体化、経営者に対する監督機能の弱体化などによるところが大きい。そこで、株式会社の主体性を確立し、所有者と経営者の健全な委任関係を構築するためには、株式会社における株主構成を調整する必要があると主張する見解が多く見られる。さらに、株式会社の株主構成の調整、とりわけ株式会社における国家株をどのように処置するかは、国家株の権利行使、株式会社の運営、株式市場の発展のみならず、中国の経済体制改革の基本方針、社会主義の基本理念にも直結している。それはまた、国の産業構造の調整、資源配置の合理化、国有資産の価値の保持・増殖などにもつながっている。国家株の処置方法をめぐっては、以下のような見解が見られている。

まず、国家株の譲渡に反対する見解がある。この見解は、「同一株式、同一権利、同一株式、同一利益」という原則は「同一株式、同一価格」を前提にしていると主張する。現実には、国家株と法人株および個人株の間では、株主が株式を引き受けた価格が等価ではないため、当初から不平等が生じている。したがって、国家株をこのままて放出して、個人株と同様に証券取引市場で譲渡することに反対する、という。

「会社法」では、株式発行について公開、公平、公正の原則と、「同一株式、同一権利」、「同一株式、同一利益」の原則が設けられている。株式の発行は、各株式につき発行条件と発行価格が同等のものでなければならず、いかなる機構または個人であれ、株式を引き受ける際には、一株につき同等の価額を支払わなければならない（一三〇条）。しかし、国家株と個人株との間では、株式の発行価格につき不平等の問題が存在している。国家株は、国有企業が株式会社改組される際に、原企業における国有資産が、評価され、株式に換算されて生じたのである。これに対して、個人株は、一般に、株主がプレミアム付価格で引き受けたものである。同一株式の発行価格を基準にすれば、国家株と個人株の価格には四、五倍ないし十数倍の価格差があった。そのうえに、一時的には、株式引受申込書が導入された後は、個人株主は、それを取得するためにも多額の費用を支払った。しかも、国家株の場合には、当時においては、流通性のない実物資産が株式に換算されたのに対して、個人株の場合には、株主が現金で株式を引き受けた。

このため、国家株、法人株および個人株の現状はそれぞれの当然の結果である。すなわち、国家株はほとんど流通性を有せず、法人株の流通性にも一定の制限があるのに対して、個人株は完全な流通性を有する。もし、現時点で、「同一株式、同一権利」という原則を強調して、国家株を上場すれば、国家株の株主は、高額な「費用」を支払わないままに、個人株の株主が高額な「費用」を支払って取得した「額外権利」を容易に獲得する。これも国家

株と個人株の間に生じる不平等の一種であり、個人株の株主の権利を侵害するものである。それゆえに、国家株を上場する前提条件として、まず国家株、法人株および個人株の間に存在している発行価格の格差の問題を解決しておくべきである。¹⁵⁾

国家株の証券取引所における譲渡に反対するもう一つの理由は、国家株の株主としての権利を行使する者が株式市場の相場を操縦するおそれがあることである。すなわち、国家株の株主としての権利を行使している行政部門や機構は、同時に国有資産の価値の保持・増殖につき責任を持っている。一旦、国家株が上場されると、これらの行政部門や機構は、多数の持株比率と行政権力を頼りにして、株式市場の相場を操縦するおそれが十分ある。これによって株式市場の健全な発展が損なわれかねない。この観点からすれば、大部分どころか、その一部であっても、国家株を上場することを許すべきではない。¹⁶⁾

次に、国家株の譲渡に賛成する見解がある。この見解は、おおむね企業経営の改善、国有資産の流通、株式流通による国有資産の価値の増殖、証券市場の健全な発展などを強調している。

株式制企業試行の目的の一つは国有企業の経営メカニズム転換である。本来、株式の譲渡が会社の経営者を監督するうえで果たす役割が期待されている。しかし現実には、国有企業が株式会社に変更された後、国家株の譲渡が規制されているため、会社の経営メカニズムは従来の国有企業とそれほど変わらない。そのため、国家株の譲渡規制は国有企業制度の改革に影響を及ぼしている。¹⁷⁾ また、国家株の譲渡が規制されていると、国が、産業政策と国民経済の発展に応じて、国有資産を再編成することができなくなる。¹⁸⁾

国有資産の価値の保持・増殖を強調する見解は、次のように主張している。本来ならば、国家株は、株式譲渡の自由の原則に基づいて、個人株と同様に株式市場で譲渡する権利を有する。国家株の株主は、株式流通市場におい

て株式を売買することにより、株の券面額と市場価格との差額を獲得し、これによって、国有資産の価値の保持・増殖という目的を達成することができる。¹⁹⁾

ほかに、国家株の一部を売却して、その持株比率を引き下げる方法と、国家株を現在の普通株から優先株に転換させる方法が提起されている。たとえば、国の産業政策の調整に合わせて、国有資産が競争分野から撤退すべく、株式会社においては、その持株比率も絶対支配の五一%から相対支配の三五%程度に下がればよいという見解が主張される。²⁰⁾これに対して、国家が経済利益を確保し、政府が株式に基づいて会社経営を介入することを阻止することができるとを理由に、国家株を現在の普通株から優先株に転換させるべきであると主張している見解もある。²¹⁾

（三）私見

現段階においては、企業制度改革は、国有企業を売却したりする方法もあれば、また公有制原則のもとで公的所をを残しつつ、法人財産制度を取り入れて、国有企業を株式会社に改組したり、国有企業に法人財産制度を導入したりする方法もある。後者の場合には、株式会社においては、法人財産制度が確立された後、国は出資者として十分に基づいて権利を行使するようになった。どの機構が国有資産の所有権の管理職能を行使するかを明確にするとは、現段階における企業制度改革の重要な課題である。国有資産の出資者代表制度を確立すしよとする試みは、国有資産管理における所有権の管理職能を強化するうえで有意義な措置であり、これを評価したい。

なお、国有資産管理部門は、立法機関と政府のどちらの管轄に属させるべきか。国有資産管理部門を立法機関の管轄に属させると、また、多数の行政機関を設置しなければならない。しかも、これらの部門と政府部門との協調が問題になりかねない。従って、行政機関の効率性を求め、現実には、政府主導の国有資産管理体制がすでに運営

されている事実を考えれば、国有資産管理部門を政府の管轄に属させたほうがよい。

株式会社における株主構成の調整は、中国の国有資産管理の方法につながっている。前述のように、近年、企業の所有構造が調整されてきている。現実には、政府は、国有資産を完全に民営化するとともに、国有資産授権経営により、国の授権投資機構または国有資産の経営主体を育成するといった方法を用いて模索している。このような姿勢からは、国家株の処置方法については、政府は、基本的には国家株を普通株のままですべて持株会社または国の授権投資機構または持株会社に保有させ続けようとしている。

国有企業から改組された株式会社が効率的に運営するように、株式市場の健全な発展が図られ、株式市場による株式会社の経営に対する監督機能が働くように、国家株を譲渡するという姿勢をとるべきである。なお、健全な所有者と経営者の委任関係を構築するためには、株式会社の主体性を確立し、また会社の経営者に対する監督機能がある程度維持する必要がある。この観点からすれば、国家株の優先株への転換と国家株の持株比率の引き下げという見解のうち、どちらをとるかという場合には、現段階においては、国家株の持株比率を引き下げると見解に賛同する。国家株を優先株に転換させると、株式会社が確かに政府から独自に経営を行うことはできるが、政府が株式に基づいて企業の経営者に対する監督機能が完全に失われてしまう。この観点からは、国家株を優先株に転換させる見解には賛同し難い。

中国では、株式制企業試行は、国有資産を優先株に転換せず、普通株に転換させるという基本方針を当初から決めていた。このような方針をとったのは、国が株式会社の経営に対する影響力を保持し続け、とりわけ共産党組織が経営者の人事権を通じて企業の経営者を牽制しようという思惑があったからであると思われる。

確かに、共産党組織の人事部門は、国家株の持分に基づいて、人事権を行使することによって企業の経営者を監

督し、経営者の権限濫用から国の所有者としての権利を守る一面があった。現実には、個人の株主による会社の経営者に対する監督機能がほとんど働いておらず、企業の会計制度や情報開示制度等が整備されつつあるとはいえず、これらの制度が会社の経営者を監督する機能はあまり期待されるものではない。さらに、東欧諸国では、所有制度が私有化された後、株式所有が分散することによりただ乗りの問題が多発しているため、企業の経営者に対する監督が弱まっている。²³したがって、中国の経済体制がなお移行している段階にあつては、会社の独自経営を確保し、また会社の経営者を監督しうる、所有者と経営者の健全な委任関係を構築するために、会社の経営者を監督する機能を持つ機関が育つまでは、しばらくは共産党組織による会社の経営者を監督する機能のある程度維持することが必要であろう。このような見地からしても、国家株を普通株から優先株に転換させるという考え方には賛同し難い。もつともこの問題は、企業における共産党組織の位置づけと役割にも関連しているため、次にそれらの問題とともに議論を展開することにする。

二 企業における共産党の役割と企業経営者人事制度

中国では、企業における共産党の位置づけと役割、会社の機関設置と企業幹部人事制度といった要素は、企業が果たす機能を決定し、会社の経営、所有者と経営者の委任関係の構築などに影響を及ぼし、企業の効率的な経営の成否を左右する。以下では、企業の機能についてふれ、企業における共産党の位置づけと役割をめぐって議論されている内容を取り上げたい。これらの問題に対して私見を述べることにする。

(一) 企業の機能

従来の計画経済体制および政治体制のもとでは、国有企業は、営利性を有する経済主体というよりは、社会組織の「単位」として政治・社会の複合的な機能を果たしていた。本来、国有企業は、企業制度改革を通じて、それまでの政治・社会および社会の複合的な組織から経済組織に純化することを強いられた。²³⁾

しかし、現実には、政府という公的出資者の特殊性および政治的な要素により、持株会社はもとより、国有企業から改組された株式会社も、政治的に社会組織の「単位」であり続け、従来の国有企業と同様に、企業の政治・社会の複合的な機能を持ち合わせている。このため、企業が政治・社会の複合的な機能を果たすことは、中国の社会主義の本質的な部分を構成するものであり、資本主義的経済組織の本質である営利性とは鋭く対立する。この点は、私的所有に基礎づけられている先進諸国の株式会社とは対称的であり、現段階における経済体制改革の基本方針から当然に導かれる結果といえる。

政府が社会・経済の管理と営利追求という二つの目的を同時に追求することは、企業機能の純化を困難にさせる。もともと企業は事業を企てて、出資者の利潤を最大化し、営利を求める経済組織である。これに従えば、企業制度改革は、国有企業を営利追求の経済組織に改組することを目標にするはずである。しかし、政府は本来社会・政治の安定を図るために社会を管理する行政部門である。企業の持分または株式を保有すると、政府は、また株主として営利を追求することを目標にせず、政治の安定を図り、充分就職の確保、社会の安定などを優先すると、株式会社は営利追求という本来の目標から離れがちである。²⁴⁾たとえば、国有資産管理体制における「政府分級管理」のもとでは、地方政府が、国有資産の所有権者としてその権利を行使する際に、企業の営利性よりも社会・政治の安定を優先させる傾向が見られる。²⁵⁾

（二）企業における共産党の位置づけと役割

現在の政治体制のもとでは、株式会社においては、共産党の基層組織が設置され、共産党の規約に従って活動をする（「会社法」一七条）。市場経済化が進行しているなかで、企業経営が市場の変化に応じるために、迅速に経営判断を下すこの経済実体においては、共産党組織はどのような役割を果たすべきなのか、中国の経済体制改革が進行しつつあるなかで現われた新たな課題である。この問題にどのように対処するかは、共産党組織の企業幹部人事制度とともに、企業の経営活動の態様を決定することになる。現実には、企業における共産党組織の役割、企業幹部人事制度をめぐっては、主として以下のような議論がなされている。

1、企業における共産党組織の役割

一つの見解は、企業は経済組織であり、政治団体ではないという企業の経済的性質を強調したうえ、株式会社に於ける共産党の基層組織の役割は、会社の経営方針を決定するのではなく、共産党員の活動を監督し、それを通じて、共産党の政治的な目標および方針の実現を保証する点に限定すべきであると指摘している。²⁹⁾

これに対して、共産党の機関誌「求是」の見解によれば、株式会社における共産党の基層組織の役割は「監督・保証」にとどまるべきではなく、企業の重大経営決断にも参加し、政治的、かつ中核的な役割を果たすべきである。さらに、企業における幹部管理制度に関係して、社会主義的性質を強調し、企業は単なる経済的な組織ではなく、政治的な役割をも果たすべきであると強調し、国有企業はもとより株式会社も、「党が幹部を管理する」原則を維持すべきであると指摘している。³⁰⁾ なお、第五章でふれたように、実務では、共産党の組織は、株式会社の機関と相

互に兼任する方式により、会社の重大経営決定に参加している。

2、企業幹部人事制度

企業の経営者が出資者のために経営責任を果たして働き、効率的な組織運営を確保するために、いかに企業の経営者を監督するかが、課題となってきた。国有企業制度のもとでは、共産党の人事部門が企業の経営者の人事権を行使してきた。国有企業が株式会社に改組された後、共産党の人事部門は、国有資産の持分に基づいて経営者の人事権を行使する。これは、確かに企業の経営者を監督・牽制する一面があった。しかし、市場経済が進み、企業の優秀な経営者が求められているなかで、企業幹部人事制度には多くの弊害が現れてきた。とりわけ、経営者の国家幹部の性質、「終身雇用」の任期制度、経営者の任免基準、奨励措置および懲罰の手段などが問題とされている。これまで述べてきたように、一九七九年以来、企業の幹部人事制度の改革については、多くの提案がなされている。たとえば、企業経営者が国家幹部であるという制度を廃止し、経営者の任期につき「終身雇用」を取りやめ、任期制を導入すべきであるといった主張が見られる。この見解は、さらに、経営者の選任方法および選任規程について、経営者の人材市場の育成に力を入れて、人材市場を通じて経営者を選任し、または公平な競争を通じて、社会一般応募者から優秀な経営者を選出すべきであるとしてもしている。²⁸⁾

実務においては、企業幹部人事制度改革の一環として企業経営者の国家幹部扱い制度の廃止が試行されている。一九九七年九月に、北京市においては、「北京市現代企業制度試行企業における幹部管理に関する暫定弁法」が施行された。この「暫定弁法」によれば、企業へ派遣された経営者は、従来の行政階級制と切り離され、国家幹部でなくなる。²⁹⁾

また、経営者の人事管理の一環として、経営者の経営能力をより客観的に認定・評価するために、国有企業経営者の経営成績を評価する専門機構を設置することが提案されている。この機構は専門家により構成され、しかも客観的、かつ公平に評価できるように、行政部門の影響を受けないことを前提とすべきであるという⁸⁰⁾。さらに、企業の経営者に対しては、年俸制などの奨励措置を講じるとともに、国有資産の経営目標が達成できなかった際の責任を負わせるための措置も講じるべきであると主張されている⁸¹⁾。

（三）私見

企業は経済組織であり、本来、営利追求を最大の目的とする。中国では、国有企業が株式会社へ改組される場合には、企業の政治・社会の複合的な機能が分離されるべきであるが、社会生活保障体制ができていない現状では、株式会社は、社会的な機能を果たすのもやむを得ないところがある。しかし、政治的な機能は株式会社から分離されるべきであろう。

株式会社における共産党組織がどのような役割を果たすべきかを考える際には、中国の市場経済化の進行にともなう国家と企業との関係の変化、市場経済に適用しうる企業の体制づくりに着目すべきである。

市場経済化が進むにつれて、迅速な経営判断が求められてきた。このような要請に対応して、効率的な経営判断システムを作るためには、企業経営は、経営に詳しい専門家に委ねるべきである。もともと国有企業においては、工場長を中心とした経営部門と共産党組織との関係、企業における共産党組織が果たす役割をめぐって、長期にわたって議論されていた。工場長や総経理責任制が、一九八四年に企業経営の中心に据えられるようになって、一九八八年に「企業法」が公布されることによって法制化された⁸²⁾。

経済体制改革が行われて以来、国家と企業との関係が変化してきた。従来の全人民所有制のもとで、政府が直接に企業の経営管理に当たっていた。企業の財産所有制度が「両権分離」を経て、法人財産制度へと転換されると、政府は、単なる一の出資者になり、持分または株式に基づいて企業経営に参加するようになった。現実には、一九九八年に行政機関が再編された後、国家と企業の関係については、政府は、国有資産の持分および株式に基づいて、企業の資産運営および国有資産の価値の保持・増殖に着目して、資産運営および財務状況を把握するために企業へ人員を派遣したり、企業の経営者の人事任免権を行使したりする。一方、企業は自主的に経営し、損益を自己負担し、法により税金を収め、国有資産の経営について責任を負う。すなわち「政府は市場をコントロールし、市場は企業を誘導する」で示されているように、政府は、市場を通じて、価格、税金などの経済手段を用いて、企業に影響を及ぼすようになった。このような変化に應じるために、共産党組織は、直接的には企業の経営決定に参加する必要がなく、間接的に参加すべきである。このような検討からは、株式会社においては、実務において多くとられた、共産党組織と会社機関が相互に兼任し合って、共産党組織が会社の経営に参加する方式は、必ずしも最善の方法ではない。共産党の組織の役割を「監督・保証」に限定するという考えに賛同する。

なお、具体的な方式としては、共産党組織は、持分または株式に基づいて経営者の人事任免権を行使してよいし、現行中国の「会社法」が共産党の基層組織の設置を法制に組み込んでいることを尊重すれば、正面から共産党組織を組み込んで、監査役会の構成員とすることも考えられるであろう。⁽³⁴⁾

ほかに、企業幹部人事制度と会社の機関設置に関しては、国有企業が株式会社へ改組されると、従来の工場長（經理）責任制が、株主総会を中心にした諸機関が相互に牽制し合うという機関設置へ移行してくる。企業幹部人事制度はいかにこのような変化に対応していくかが課題である。その際には、共産党組織の人事部門は、「会社法」に

従って、保有する株式に基づいて株主としての権利を行使しなければならないと考える。
なお、「会社法」の内容についてふれた際に述べたように、会社機関の効率的な運営や所有者と経営者の健全な委任関係の構築が図られるように、「会社法」自身は、いかに経営者の法的責任を追及するための仕組みを構築するかという課題を残している。

注

- (1) 康徳瑄「所有権と所有制との対応関係の分離論と現代企業制度」(『所有権所有制対応関係剥離論和現代企業制度』法学研究六号(一九九四)四八頁。
- (2) 林毅夫ほか「現代企業制度の内容と国有企業改革方向」(『現代企業制度的内容和国有企業改革方向』経済研究三号(一九九七)九頁、林毅夫ほか「充分な情報と国有企業改革」(『充分信息与国有企業改革』(上海人民出版社)上海三聯書店、一九九七年)八八頁。なお、本書の日本語訳は、李粹蓉訳、関志雄監訳「中国の国有企業改革」市場原理によるコーポレート・ガバナンスの構築」(日本評論社、一九九九年)である。
- (3) 林毅夫ほか「現代企業制度的内容和国有企業改革方向」(『現代企業制度的内容和国有企業改革方向』経済研究三号(一九九七)五～六頁。
- (4) 林毅夫ほか・前掲注(3)九頁、林毅夫ほか・前掲注(2)充分な情報と国有企業改革一二三頁。
- (5) 上原一慶「中国における企業改革」田中雄三編『脱社会主義経済の現状』(リベラル出版社、一九九四年)二七〇頁。
- (6) 周昭「国有企業改革における所有者持分の構造について」(『論国有企業改制中投資者産権的構造』経済研究一号(一九九五)三三頁、繆建仁、呂韵華「国有大中型企業の進路について」(『国有大中型企業的出路探索』経済研究二号(一九九四)

四一頁。

- (7) 吳敬璉「路徑依賴 (path dependence) と中国改革」(「路徑依賴与中国改革」) 北京大学中国經濟研究中心編『経済学与中国經濟改革』(「経済学与中国經濟改革」) (上海人民出版社、一九九五年) 一五頁。
- (8) 小宮隆太郎「中国とG A T T」総合研究開発機構編『中国經濟改革の新展開…日中經濟学術シンポジウム報告』(N T T出版、一九九六年) 七四頁。
- (9) 吳敬璉「現代会社と企業改革」(「現代公司与企業改革」) (天津人民出版社、一九九四年) 二六九頁、林秀芹「会社法」実施中の問題およびその対策」(「会社法」実施中存在的問題及対策) 廈門大学学報 (哲社版) 一号 (一九九六) 七二頁、肖金成、葛景州「国有資産經營会社の設立に関する若干の考え」(「組建国有資産經營公司的若干設想」) 經濟研究四号 (一九九六) 三三頁、馬駿「世界株式制の経験および中国への示唆」(「股份制的國際經驗及其对中国的借鑑意義」) 經濟研究四号 (一九九六) 四四頁、楊叔進「中国の社会主義市場經濟体制における実質的問題の検討」(「中国社会主义市場經濟体制中的実質問題檢討」) 經濟研究五号 (一九九四) 六四頁。
- (10) 王曉暉、王銳「国有資産管理および運營新体制を建てる」(「建立国有資産管理与運營新体制」) 改革三号 (一九九六) 八二～八四頁、黃速建「現代企業制度確立中の若干問題」(「建立現代企業制度中的若干問題」) 經濟研究一〇号 (一九九四) 五二頁。
- (11) 「三〇社試行企業の制度改革の新たな進展の取得」(「三〇個試点企業制度改革取得新突破」) 人民日報 (海外版) 一九九七年五月一七日。
- (12) 「国有資産の出資者制度構築を急ぐ」(「急待建立国有資産出資人制度」) 人民日報 (海外版) 一九九七年八月二五日。
- (13) 株式引受申込書とは新規株式を引き受ける証書である。一九九二年八月「深圳株騒ぎ」後、株式引受申込書が導入されたものである。一九九三年一〇月頃には、株式引受申込書は一枚で五元で、数量は無制限であった。株式引受申込書の持主は抽選

で当たれば、新規株式を購入できる。当選率は僅か一・八%ぐらいであった。

- (14) 石良平「国家株の譲渡問題に対して慎重に行うべき」（慎重对待国家股轉讓の問題）上海証券報一九九四年三月一八日。
- (15) 肖灼基「中国株式市場低迷の局面について」（「中国股市低迷的局面」）經濟導報（香港）総二三八〇号（一九九四）二四頁、汪志平「中国の国有企業改革と証券市場の発展」証券經濟一九二号（一九九五）七九頁。
- (16) 張建民「国家株の譲渡についての思考」（關於国家股轉讓的思考）上海証券報一九九四年四月二七日。
- (17) 曾憲文「国家株の譲渡問題に対する再認識」（对国家股轉讓的再認識）上海証券報一九九四年一月二二日。
- (18) 高程徳編「中国証券市場の研究」（中国証券市場研究）（高等教育出版社、一九九七年）二一五頁。
- (19) 孟京「国家株譲渡に関する考え」（關於国家股轉讓的設想）国有資産管理六号（一九九五）三四頁。
- (20) 大和証券株式会社ほか編『国有企業から海外上場会社へ——理論および実務——』（從国有企業到境外上市公司——理論与実務——）（中国社会科学出版社、一九九四年）二二二頁。
- (21) 喬晋建「中国国有企業の民営化における政府持株」公益事業研究四九卷二号（一九九七）七八頁、劉恒中「国有資金の優先株権制について」（論国有資金優先股權制）經濟研究二号（一九九五）三三二頁。
- (22) 朱天「会社機関、国有企業改革および制度建設」（公司治理、国企改革与制度建設）經濟研究一号（一九九八）五〇頁。
- (23) 名古屋大学法学部中国企業法研究会において安田信之教授「アジア型企業としての中国企業論の試み」の報告にご教示いただいた。
- (24) 大和証券株式会社ほか編・前掲注(20)海外上場会社二一〇頁、李致平「我が国の国有企業の株式会社化に関する思考——馬鞍山鋼株式会社の事例分析および示唆」（關於我国国有企業股份制改造的思考）（經濟理論と經濟管理一号（一九九七）三頁。
- (25) 「所有制構造と公有制実現形式」研究チーム「株式制に関する若干理論認識問題」（關於股份制的若干理論認識問題）中国工業經濟六号（一九九七）二一頁。

- (26) 吳敬璉・前掲注(9)現代会社と企業改革二九二頁。
- (27) 栗剛「現代企業制度の樹立における党の建設に関する若干問題」(「建立現代企業制度中党的建設的幾個熱点問題」)「求是」三號(総一五一号)(一九九六)四五頁。
- (28) 王瑀「国有資産代表の動力と制約」(「談国有資産代表的動力与約束」)広東社会科学二号(一九九六)四五頁、陳工孟「現代企業の代理問題と国有企業改革」(「現代企業的代理問題和国有企業改革」)「經濟研究」一〇号(一九九七)四五頁。
- (29) 「北京試行企業には行政階級制の廃止」(「北京試点企業不再套用行政級別制」)人民日報(海外版)一九九七年九月一七日。
- (30) 陳工孟・前掲注(28)五三頁。
- (31) 持株会社の経営者の責任に関する議論については、拙稿「中国の企業制度改革に関する一考察——国有資産の授権経営および国有企業の集団化における持株会社の動向——」(二二)参照、名法一六九号(一九九七)二二六頁以下。
- (32) 劉文通ほか「国有企業改革の模索」(「国有企業改革的模索」)上海遠東出版社、一九九六年)一五一頁。
- (33) 羅幹「第九期全国人民代表大会第一回会議における國務院機構の改革案についての説明」(「第九屆全國人民代表大會第一次會議上關於國務院機構改革方案的說明」)(一九九八年三月六日)國務院公報九号(一九九八)四一〇頁。
- (34) 共産党組織の企業の経営者の人事制度は、経営者を牽制する一面があったが、企業幹部の性質、任期制および任免基準などに弊害があるため、企業の経営者を監督する機能が弱体化した一面もあった。そのために、企業制度改革が行われて以来、企業幹部人事制度の改革が行われてきた。もっとも、かつて一九八八年に、共産党組織が一部の企業幹部の人事任免権を行政部門の国家人事部へ移転させる案を立てたが、一九八九年天安門事件のため、その案は挫折してしまった。なお、錢穎一「企業の機関構造改革と融資構造改革」(「企業的治理結構改革和融資結構改革」)「經濟研究」一号(一九九五)二二頁。

第十章 中国の企業制度改革に対する評価

第一節 企業制度改革の概容

中国では、経済体制改革は、効率性を求めるために、漸進的にかつ政治体制改革と切り離して進められてきた。中国の経済体制は、公有制原則を維持しつつも、従来の集権的な社会主義計画経済体制から「社会主义市场经济体制」へ移行してきた。企業制度改革は、一九七八年以来、経済体制改革の進展にともなって、企業の財産所有制度をめぐって、主として二つの方向で試みられてきた。一つは、制度的枠組みとして国の単独出資を維持しつつ、企業の経営権の拡大を図って行われた請負責任制である。請負責任制については、一九九三年以後、国有資産の商品化、資産経営による資産価値の保持・増殖、国有企業の集団化などの要請に基づいて国有資産授權経営が用いられるようになった。もう一つは、国の単独出資という所有形態の制度的枠組みそのものを変える株式制企業試行である。一九八三年に株式制企業試行が都市部に広げられてきた頃から、この二つの方向の改革が、しばらくは並行して推進されたが、一九九三年に「社会主義市場経済体制」の樹立が提起された後は、株式制企業試行が、企業制度改革の方向を示すものとなり、企業制度改革における重要性を増してきている。

本論文は、一九五六年から一九七八年にかけて採用されてきた社会主義計画経済体制下の企業経営の特徴に触れながら、中国の株式制企業試行について考察した。その際に、現段階の公有制原則のもとで行われているところから、国有企業の株式会社化を取り上げ、国が主要株主である株式会社を中心に考察した。

企業の財産所有制度の改革にともなって、国有企業はどのように市場経済に対応しうる主体へ変容しつつある

か。企業の自主性、企業と国家の関係および経営形態はどのように変化してきたか。そして企業の財産所有制度および政治的な諸要素などは企業制度改革にどのような影響を及ぼしているか。企業制度改革は今後どのような課題を残しているか。本論文は、このような問題に関心を持ちながら、中国の企業制度改革を考察してきたのであったが、その結果、国有企業が株式会社に改組される場合、企業の自主性の確立、国家と企業の関係の構築は、いずれも企業の財産所有制度の改革によって特徴づけられている点が明確になってきたと考える。

一九七八年当初、企業制度改革は、全人民所有制のもとで、企業財産について国家所有権と経営権を分離させ、経営権を企業へ移譲させることによって企業の自主性の拡大を図ってきた。国有資産授權經營は、「この「両権分離」に基づいて行われた請負責任制の一種であるため、「国有・民営」の組織形態をとっている。しかし「両権分離」のもとでは、国家と持株会社は、従来の行政従属関係のままであった。一九九三年に「会社法」が法人財産権を承認したことを受けて、一九九四年には、「国有企業財産監督管理条例」は、国有企業に關しても法人財産権に言及した。これによって、国家と持株会社の間には、従来の行政従属関係に加わえて、平等な民事主体間の請負ないし委任関係が形成されるようになってきた。国有資産授權經營における持株会社の組織形態は、「国有・民営」のままであるけれども、持株会社は、国から授權された範囲において大きな権限を有し、従来の国有企業に比較すれば、その権限は一定の資産処分にまで拡大されるようになった。

他方、国有企業を「会社」に改組することは、一九八三年当初は、上記と同様の「両権分離」の原則に基づいて行われた改革措置であると称されていたが、実質的には、それは国の単独出資という所有形態の制度的枠組みを変える可能性を切り開くものであった。一九九三年に「会社法」によって法人財産権が承認された後、株式会社制度は、中国の企業制度の中心に据えられるようになった。国有企業が株式会社へ改組されると、株式会社は、法人財

産権を有することになり、その組織形態は「混合所有・民営」に変わる。国家と企業の関係は、従来の行政従属関係から平等な民事主体間の所有者と経営者の委任関係に変わり、国家は単なる株主の一人になる。

このように、企業の財産所有制度は、一九七八年当初までの間に全人民所有制のもとで実施されていた国家所有制から、「両権分離」を経て、法人財産所有制度へと移行してきた。これにともなって、企業と国家の関係が次第に調整されてきた結果、国有企業は、従来の行政部門の「附属物」から、次第に自主性を持つ独立とした経済主体になりつつある。

第二節 企業制度改革に対する評価

企業制度改革は、結局のところ、企業の財産所有制度の改革でもあった。しかも、これは、実質的には中国の経済体制改革の中心をなすものであったと見ることができよう。国有企業を法人財産権を有する独立した経済主体に育成するためには、全人民所有制のもとで企業の財産に対して国家が所有権を有するという法的構成を変えて、企業の法人財産制度を確立することが必要であった。これによって、国家は単なる一の出資者になり、企業は法人財産権を有する。前述のように、中国の企業制度改革は、「両権分離」に基づき、漸進的に行われていながらも、会社制度を導入する方向へと進んできた。一九九三年に「会社法」が公布されたことを皮切りに、法人財産権が法制化された。このことは、中国の企業制度改革において、決定的な一歩を踏み出したものであり、企業制度改革における最大の成果である。他方、国有資産授權経営においても国有企業を市場経済体制に対応しうる経済主体に育成しようとしている。これもまた、国有企業を経済主体に育成する上で有意義な一種の実験であると評価したい。

しかし、「社会主義市場経済」とは、所有制度について言えば、公有制原則を維持することを意味する。⁽¹⁾これはまた、共産党組織による企業経営者の人事決定権によって特徴付けられる。⁽²⁾経済体制改革が漸進的に、かつ政治体制改革と切り離して行われてきただけに、企業制度改革は、公有制原則や企業における共産党組織の役割や企業幹部人事制度といった政治的要素から影響を受けている。一九九三年以後、法人財産権を承認したことは、必ずしも従来の国家所有権を完全に放棄することを意味しているわけではない。企業の財産所有制度に関する法概念について曖昧さが残されたままとなっている。他方、公有制原則のもとでの国有資産管理のあり方や企業における共産党組織の役割や企業幹部人事制度は、企業の独自経営や所有者と経営者の委任関係の構築などに影響を及ぼし続けている。それらはいずれも、中国の経済体制改革に関する基本的方針や社会主義政治理念の維持に関連するものである。それゆえに、これまでふれてきたように、企業の独自経営、所有者と経営者の健全な委任関係の構築などの面においては、多くの問題が残されている。

中国の経済体制改革は経済の効率性を求めて市場経済化の方向へ進められてきた。企業制度改革としては企業の主体性を確立するために会社制度が導入されてきている。しかし、国有企業が株式会社へ改組され、法人財産制度が導入された後、持株会社や株式会社が、実質的に独自性を發揮して経営することができるか、完全に自主性を持つ独立した経済主体になれるかは、結局のところ、中国の政治体制改革が経済体制改革や企業制度改革の要請に対応していけるかにかかっている。企業制度改革の課題として、企業財産制度の改革はもとより、企業幹部人事制度のあり方、企業における共産党組織の位置づけと役割、国有資産の管理方式などを見直すことが求められるようになってきた。このように、経済体制改革が行われて以来、二〇数年を経て、中国の経済体制改革はついに上部構造の改革にまで迫ってきた。企業の所有制度はもちろんのこと、企業幹部人事制度などの政治社会体制の改革

に及ばない限り、公正かつ効率的な企業制度を確立することができず、市場経済体制を確立することも困難であり続けよう。⁽³⁾

ここ二〇年来、中国の経済体制改革は、「社会主義初級段階」論を根拠に公有制原則を維持しつつも、所有構造を調整し、市場経済化を推し進めてきた。これにともなって国有企業制度を株式会社制度へ移行させるのは、最善の選択であると考ええる。他方、国有資産授權経営に見られたように、企業制度改革は、国有という所有形態を維持しつつも法人財産制度を導入することによって、公的所有と市場経済と関連づけることも試みられている。このようにして、中国の経済体制改革は、八〇年代末頃に東ドイツが目指そうとした「第三の道」⁽⁴⁾に向かつて進んでいくという姿勢が鮮明に現れてきた。国有資産授權経営および株式会社化が成功を収める否かは、結局のところ、中国の政治体制がどれだけ市場経済体制に対応していけるにかかっている。

注

- (1) 呉樹青「公有制を主体とする原則の堅持——社会主義公有制を主体とした多元的経済要素の共同发展と私有化との境界線をはっきりさせよう」（堅持以公有制为主体——分清社会主义公有制为主体、多种经济成分共同发展同私有化的界限）人民日报 報一九九六年九月二二日。
- (2) 石原享一「中国価格改革の新段階」アジア経済 xxxxx Ⅱ—七・八（一九九六）二六頁。
- (3) 浜田道代「改革開放の進展と企業・金融法制」名古屋大学法学部アジア・太平洋地域研究プロジェクト『一九九〇年代における民主化の諸相（報告集）』（一九九七年六月）一六頁、二五頁。
- (4) 一九八九年一月のベルリンの壁崩壊前後から、旧東ドイツでは民主主義的な社会主義を目指す運動が起こっていた。当時

においては、資本主義でもスターリン主義でもない真の社会主義としての第三の道を歩むという考えがあった。一九八九年一月から一九九〇年三月にかけての時期に、モドロウ政権の経済相であったルフトによれば、第三の道は所有に関しては何らかのイデオロギイ的な原理に基づくものではない。私的所有と市場の存在を前提に、全社会的な利益が守られるように国家による規制がなされるべきであるという考え方であった。したがって、私的所有とともに他の所有形態も存在するという様々な所有形態の混合が望ましいし、とりわけ重工業やエネルギー産業などでは国家セクターが有利であると考えられていた。詳細は、青木国彦「クリスタ・ルフト元東独経済相へのインタビュー」龍谷大学社会科学研究所『旧東ドイツ地域の市場経済化・民営化の現状——一九九四年三月現地調査報告——』社会科学研究年報 別冊シリーズ五号五九〜六二頁。なお、陳憲『市場経済における政府の行動』（『市場経済中的政府行為』（立信会計出版社、一九九五年）一五七頁は、戦後西ドイツで、ルートヴィヒ・エアハルトによって提起された社会市場経済もまた、国家権力の介入を完全に否定した自由経済でもなく、集権的な社会主義経済でもなく、その両者の間にある、いわゆる「経済人道主義的第三の道」であったと位置づけられている。